

兵庫県公報

令和8年6月19日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

○ 令和8年3月29日執行西宮市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	1
--	---

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第46号

令和8年3月29日執行西宮市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和8年6月19日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

裁 決 書

審査申立人
鹿児島県薩摩川内市平佐1丁目13番地
トラスト川内カルディオ101号
永井 豪

上記審査申立人（以下「申立人」という。）が令和8年4月21日付けで提起した同年3月29日執行の西宮市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する審査の申立てを却下する。

審査の申立ての趣旨及び理由

申立人は、本件選挙における当選の効力に関して、令和8年4月2日付け（同年4月6日受付）で西宮市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）に対して異議の申出をしたところ、市選管は同年4月17日、この異議の申出を却下する決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、同年4月21日付け（同年4月27日受付）で原決定を不服として、原決定を取消し、本件選挙の当選を無効とする旨の裁決を求める審査の申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

審査申立書及び補正書から認められる審査の申立ての理由を要約すると次のとおりである。

本件選挙の投票の数え直しにより、当選結果が変わると考えたため。

裁 決 の 理 由

- 1 地方公共団体の議会の議員または長の当選の効力に関する審査の申立てについては、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項及び第2項において、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出た後、その決定に不服がある者が当該都道府県の選挙管理委員会に対し行うことができるとされており、その趣旨は、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である」（昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決）とされている。
- 2 この趣旨に照らせば、同条に規定する「選挙人又は公職の候補者」とは、本件選挙に参加し得る権利を有する選挙人又は本件選挙に係る公職の候補者に限られると解されるべきである。
- 3 審査申立書からはその事実を認めることができなかつたことから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定に基づき、申立人に対し、補正を求め、選挙人又は公職の

候補者であることが確認できる事実の回答を求めたが、回答はなかった。また、当委員会において申立人の選挙人名簿登録の状況を調査したところ、申立人は、本件選挙の選挙人ではなく、さらに、公職の候補者でもないことが確認された。

- 4 以上により、本件申立ては不適法な申立てであるため、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年6月19日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永 田 秀 一

教 示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。